

高収益作物次期作支援交付金事業の実施について(農林水産大臣宛て)

支 過大に交付されるなどしていた取組交付金交付額に係る高収益交付金交付額	5 8 3 5 万円
--------------------------------------	------------

1 高収益作物次期作支援交付金事業の概要等

(1) 高収益作物次期作支援交付金事業の概要

農林水産省は、高収益作物次期作支援交付金実施要綱等に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどした農業者の次期作における取組を支援するために、高収益作物次期作支援交付金事業(以下「交付金事業」)を実施している。

要綱等によれば、交付金事業の事業実施主体は、同省が定める取組を実施する農業者(以下「取組実施者」)に対して、交付金(以下「取組交付金」)を交付することとされている。そして、同省は、事業実施主体に対して、取組交付金の交付等に要した経費について高収益作物次期作支援交付金(以下「高収益交付金」)を交付することとしている。

(2) 交付金事業の変遷等

交付金事業は令和2年4月30日に開始されたが、その時点では、新型コロナウイルス感染症の影響で減収していることは取組交付金の交付要件となっていなかった。そこで、同省は、このままでは新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない取組実施者に対して取組交付金が支払われるなどの問題が生じかねないとして、同年10月に、交付金事業に係る運用の見直しを行った。また、運用見直し通知が発出されて取組交付金の交付額が変更されると、取組実施者の経営に影響が生ずることが懸念されたため、同省は、同年11月に要綱等を改正して、交付金事業の開始日以降に取得等した農業用の機械等の分に係る経費を対象とする追加の支援措置を講じている(この追加の支援措置を「追加措置」、新たに交付対象となった取組交付金の額を「追加措置額」)。

(3) 取組交付金の交付までの流れ

要綱等によれば、上記運用の見直し後の取組交付金の交付までの流れは、おおむね次のとおりとされている。

- ① 取組実施者は、取組交付金の申請書(以下「交付金申請書」)及び「高収益作物次期作支援交付金申請に係る申告書」(以下「申告書」)を事業実施主体に提出する。その際、取組実施者は、申告書に記載した三つの算定額のうち最も低い額を選択することとなっており、当該選択した額を取組交付金の交付申請金額(以下「交付申請額」)とすることとなっている。
- ② 事業実施主体は、交付金申請書及び申告書を確認する。
- ③ 取組実施者は、次期作に向けて取組を実施した農地の面積(以下「取組実施面積」)及びこれに交付単価(10a 当たり50,000円等)を乗じた額(この額を「取組後の取組実施対応額」、追加措置額等を記載した実績報告書(以下「取組実績報告書」)を事業実施主体に提出する。
- ④ 事業実施主体は、取組実績報告書及び申告書を確認し、取組交付金を交付する。

2 本院の検査結果

2年度に高収益交付金が交付された962事業実施主体(高収益交付金交付額計1011億0828万円)のうち、152事業実施主体(同計529億8400万円)を対象として検査した。

(1) 取組交付金が過大に交付されるなどしていた事態

ア 誤った交付申請額等により取組交付金が過大に交付されていた事態

25事業実施主体は、220取組実施者から提出された申告書に記載された交付申請額が取組実績報告書に記載された取組後の取組実施対応額よりも低額又は同額となっていることを確認して、上記の220取組実施者に対して当該交付申請額と同額の計6億7990万円の取組交付金を交付していた。しかし、これらの交付申請額は、実際には減収していない品目を含めて算定された減収額により算定されるなどした誤ったものであった。

また、10事業実施主体は、63取組実施者から提出された取組実績報告書に記載された取組後の取組実施対応額が交付申請額よりも低額又は同額となっていたことなどを確認して、当該取組後の取組実施対応額等により、上記の63取組実施者に対して計1億7029万円の取組交付金を交付していた。しかし、取組後の取組実施対応額等は、実際には取組を実施していない作付面積を取組実施面積に含めて算定されるなどした誤ったものであった。

イ 交付の対象とならない経費を含めて取組交付金が交付されていた事態

17事業実施主体は、96取組実施者から提出された取組実績報告書に記載されていた追加措置額により、上記の取組実施者に対して計1億6140万円の取組交付金を交付していた。しかし、上記の追加措置額は、交付金事業の開始日より前に取得等した農業用の機械等であって、追加措置の対象とならないものに係る経費を含めて算定されるなどした誤ったものであった。

以上のア及びイの事態について適正な取組交付金の額を算定すると、37事業実施主体が計369取組実施者に交付した取組交付金計9億7865万円は、計9億2029万円となり、その差額5835万円(高収益交付金同額)が過大に交付されるなどしていた。

(注) 37事業実施主体、369取組実施者、9億7865万円 複数の事態に該当している事業実施主体や取組実施者があるため、ア及びイの事態に係る事業実施主体数、取組実施者数、取組交付金の交付額を合計したものは一致しない。

(2) 取組交付金の交付に関する事務処理の状況

(1)の事態が見受けられたことから、上記の取組交付金を過大に交付していた事業実施主体に対し、理由等を確認したところ、大量の申請がある中で、取組実施者に対して迅速に取組交付金を交付することが求められたため、交付金申請書、申告書等の提出書類の確認に十分な時間をかける余裕がなかったなど事業実施主体が行う提出書類の確認等の取組交付金の交付に関する事務処理(以下「事務処理」)に誤りが生ずることが想定される状況となっていた。

一方、交付金事業は、大量の申請がある中で慎重に事務処理を行うことは、迅速な交付に影響を及ぼすおそれがあることから、一定の限界がある状況であった。

このような状況においては、取組交付金の交付後に提出書類を改めて確認するなどして、取組交付金の交付額が適正であるか再確認(以下「事後確認」)を行うことが重要であると思料される。

しかし、同省は、事後確認の必要性を認識しておらず、事業実施主体に対して事後確認を促すなどの特段の対応は行っていなかった。

3 本院が要求する是正及び改善の処置

同省において、交付金事業及び今後実施することが考えられる同様の事業について、その適正な執行が確保されるよう、次のとおり是正及び改善の処置を要求する。

ア 上記の37事業実施主体に対して、過大に交付されるなどしていた取組交付金に係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、各事業実施主体における事務処理の実施状況等に照らして事後確認を行う必要があるかを自ら判断できるよう、取組交付金が過大に交付されるなどしていた事態に係る事例や誤りを生じやすいポイントを周知するなどして、必要と認められる場合には事後確認することを促すこと。そして、当該事後確認の結果、取組交付金が過大に交付されるなどしていたと認められる場合には、速やかにこれに係る高収益交付金の返還を求めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 突発的、緊急的な事態が今後発生して、上記農業者の取組を支援するための事業を創設する際に、当該事業の申請が大量に行われる中で迅速に補助金、交付金等を交付等することで、事業実施主体が行う補助金、交付金等の事務に誤りが生じやすい状況になることが想定される場合に備えて、当該事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるよう、あらかじめ必要な仕組みを検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)